

金融円滑化にかかる基本方針、体制の概要及び実施状況

平成25年11月15日

松本市農業協同組合

当組合は、農業および地域金融機関における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取り組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）は終了しましたが、引き続き当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客様の経営相談等、経営改善に向けた取り組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

第1 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

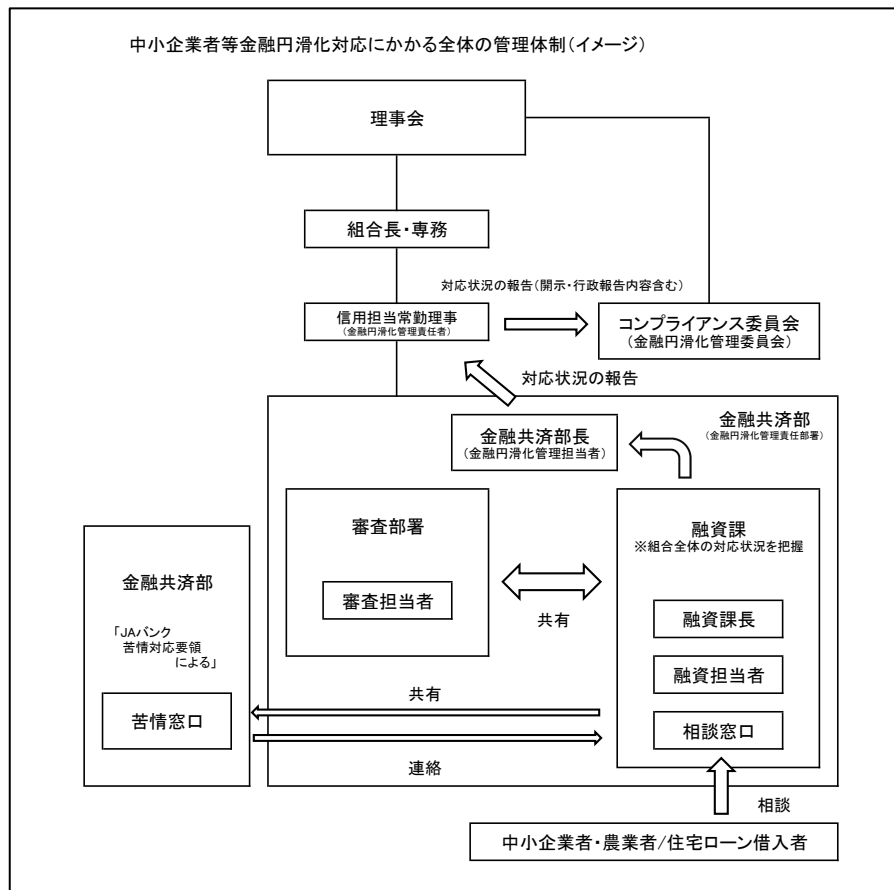
当組合では、金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

(1) 組合長以下、関係役員、部課長を構成員とする「コンプライアンス」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会に報告することとしております。

(2) 信用事業担当常勤理事を「金融円滑化管理責任者」、金融共済部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。

(3) 金融円滑化管理責任部署に「金融円滑化管理担当者」を1名設置し、金融円滑化にかかる対応状況を把握しております。

(4) 金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。



第 2 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に措置に把握行うための体制の概要

(1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を別紙2のとおり、融資窓口に設置しているほか、平成22年2月1日にホームページ等で公表しております。

(2) お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、総務部に受付窓口を設置しております。また、苦情を受付した場合は、当組合所定の手続きに従って、速やかに適切な対応を実施する体制を整備しております。

第 3 第 6 条第 1 項第 4 号に規定する法第 4 条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項

(1) 金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客様の経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客様への支援について真摯に取り組みます。

(2) 特に農業者のお客様に関しては、当組合の営農部門（指導者2名）とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。

(3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

第 4 金融円滑化にかかる措置の実施状況について

中小企業等に対する「金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」は、2013年3月末で期限が到来しましたが、引き続き同様の基準で開示いたします。

